

問15

娘（息子）が性的被害に遭いました。
子供は警察署へ行かないといけませんか。
人の目が気になります…

絶対に警察署へ行かないといけないことはありません。

しかし、被害に遭った直後などは、犯人に繋がる証拠が身体や着衣等（毛髪、体液等）に残されている場合が多く、被害に遭った時に着ていた服や持ち物から証拠を採取するため、必要最低限の証拠品となるものを提出していただく必要があります。

また、身体や着衣等から資料を採取する場合、医師若しくは、希望する性別の警察官により、資料を採取をさせていただくことがありますので、その場合は、ご自宅若しくは被害に遭われた子供さんがいらっしゃるところへ出向きます。

